

証券コード 7804
2024年1月11日

株 主 各 位

大阪市西区江戸堀二丁目6番33号
株 式 会 社 ビ ー ア ン ド ピ ー
代表取締役社長執行役員 和田山 朋 弥

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書面を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下のインターネット上の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.bandp.co.jp/ir/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「ビーアンドピー」または証券「コード」に「7804」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、書面送付による事前の議決権行使については、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年1月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2024年1月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市中央区北浜一丁目8番16号 大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目的事項

報告事項 第38期（2022年11月1日から2023年10月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議案 剰余金処分の件

4. 招集にあたっての決定事項

（1）議決権行使書面に議案に対する賛否の表示がない場合の取扱い

書面により議決権を行使された場合の議決権行使書面において、議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

（2）本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」

③計算書類の「個別注記表」

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を前述のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎当社の近況や今後の戦略をお知らせする「株主通信」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（当社ウェブサイト <https://www.bandp.co.jp/ir/>）

◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（当社ウェブサイト <https://www.bandp.co.jp/ir/>）

## 事業報告

(2022年11月1日から  
2023年10月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、ウクライナ情勢等による不安定な国際情勢が継続しており、資源価格の高騰、それによる電力料金の高騰、また、円安の進行により、先行きが不透明な状況が続いているものの、5月には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に見直され、人流の増加に伴い経済活動の正常化が進み、消費活動の拡大やインバウンド需要の拡大等により景気は緩やかに回復しております。

当社は、アフターコロナを見据えて着実な成長を図るため、当事業年度より、従来の①インクジェットプリント事業、②デジタルサイネージ事業、③デジタルプロモーション事業の3区分を、①セールスプロモーション事業、②ウェブプロモーション事業の2区分に再編し、シェア拡大、機能拡大、及び、領域拡大の3つの戦略を実行してまいりました。

セールスプロモーション事業においては、シェア拡大のため、2022年11月に京都営業所を開設し、アフターコロナにおけるインバウンド増による販促広告需要の獲得のため、並びに、2025年の大阪万博開催による販促広告需要を視野に入れ、関西エリアの営業の強化を図りました。また、名古屋、福岡の両拠点では、営業人員を増強して体制の強化を行い、さらに、主要な事業拠点である大阪、東京、横浜の各エリアでは、営業人員の増強を積極的に進めるとともに、情報や知識の共有・連携を強化することにより人材育成効果の最大化を図ると同時に、顧客満足度の向上に努めております。

機能拡大については、当社が主として扱っている多品種少量生産型のインクジェットプリントに加えて、当事業年度より、オフセット印刷、シルクスクリーン印刷、オンデマンド印刷等の少品種多量生産型の案件に迅速に対応する社内制作体制及び外注先との協業体制を構築し、順調に売上を伸ばしております。また、デジタルサイネージ事業においては、第2四半期において大型の案件を受注し、引き続き映像を配信できるCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）等の新商材の導入提案を積極的に進めております。

領域拡大については、当事業年度より、成長市場とされるキャラクタービジネス市場において、インクジェットプリント事業で培ってきた印刷ノウハウや保有設備を活用し、オーダーグッズ制作に参入いたしました。キャラクターグッズを扱う法人やコンテンツホルダーとの連携

を見据えて、まずは既存顧客を中心にさまざまな販売促進用グッズの受注生産を行い、着実に実績を積んでおります。

さらに、成長戦略に掲げる機能拡大の一環として、6月に株式会社OnePlanetと拡張現実（AR）技術に関する業務提携を行い、セールスプロモーション事業における新たなサービスとして「Promotion AR」を開始しました。東京ビッグサイトで開催された「販促EXPO【夏】」への出展を通じて多くの来場顧客に対して本サービスを体験していただき、プロ野球のイベントで活用していただく等、積極的な提案活動や付加価値を高めるための機能拡大を進めており、将来に向けた成長投資を積極的行いました。

その他、生産体制については、高収益体質の生産体制の構築に向けた投資として、5月に横浜と大阪において最新カットマシンの増設を実施し、生産機能の拡大及び生産効率の向上を実現しました。その他、制作知識の共有や検品体制の強化による品質管理の向上、材料費高騰への対応として代替品への切り替えや新素材の発掘を進めております。

ウェブプロモーション事業においては、デジタルプロモーション事業で培ったネットショップの運営サポートを自社ECサイトの運営に活かすべく、当事業年度より自社ECサイトの運営とデジタルプロモーション事業を統合しました。また、2022年8月に開設したサインディスプレイ専門サイト「インクイット」の運営等を通じてネットを使った集客についての知識と経験を蓄積いたしました。

以上の結果、売上高は過去最高の3,174,318千円（前期比8.9%増加）となり、営業利益は452,213千円（前期比20.2%増加）、経常利益は453,347千円（前期比20.1%増加）、当期純利益は300,001千円（前期比24.8%増加）となりました。当期純利益が前期と比較して大きく増益となったのは、前期は役員退職慰労金の打ち切り支給をご承認いただいたことに伴い、役員退職慰労引当金の引当対象外である功労金23,550千円を特別損失に計上したためです。

売上高は案件の期ずれがあり業績予想をわずかに下回ったものの、利益率が高いインクジェットプリントの受注が順調に推移したことや、M&Aの実行時期のずれにより関連費用が発生しなかったこと、生産現場での人員配置の適正化が進み労務費が予想を下回ったことにより、営業利益は業績予想を上回る結果となりました。

なお、当社はインクジェットプリントを主力とするセールスプロモーション事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の経営成績の記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきまして主要なものは、セールスプロモーション事業において生産能力強化に向けた生産のオートメーション化を目的とするコンピューター制御の最新の Cutting マシンの導入等の機械及び装置の取得52,542千円であり、2019年7月の増資資金及び自己資金で対応いたしました。生産能力に重要な影響を及ぼすような設備の売却・撤去はありません。

なお、当社はインクジェットプリントを主力とするセールスプロモーション事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 35 期<br>(2020年10月期) | 第 36 期<br>(2021年10月期) | 第 37 期<br>(2022年10月期) | 第 38 期<br>(当事業年度)<br>(2023年10月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)       | 2,441,353             | 2,549,241             | 2,915,000             | 3,174,318                        |
| 経 常 利 益(千円)     | 211,631               | 271,291               | 377,338               | 453,347                          |
| 当 期 純 利 益(千円)   | 140,412               | 189,604               | 240,390               | 300,001                          |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 61.05                 | 82.44                 | 104.74                | 130.64                           |
| 総 資 産(千円)       | 3,025,312             | 3,191,643             | 3,517,837             | 3,786,978                        |
| 純 資 産(千円)       | 2,613,975             | 2,752,979             | 2,916,845             | 3,120,872                        |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 1,136.51              | 1,196.95              | 1,271.09              | 1,365.98                         |

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(3) 親会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内の経済状況は、資源価格の高騰や円安の進行等の懸念材料があるものの、消費活動の拡大やインバウンド需要の拡大等により回復傾向が続くものと想定されます。

当社を取り巻く経済環境は新型コロナウイルス感染症の影響から回復しており、2024年10月期においても、状況に大きな変化はないものと考えます。

当社は着実な成長を図るため、①シェア拡大、②機能拡大、③領域拡大の3つの戦略を掲げ、着実に実行し、今後も継続して実行いたします。

シェア拡大戦略について、主力の大阪、東京において営業エリアの拡大を行います。特に市場規模を考慮すると受注拡大の余地が大きい東京地区において、営業人員を増強して新規顧客獲得活動を強化いたします。名古屋、福岡、京都については顧客基盤を固めて利益貢献するべく、シェア拡大を目指します。

機能拡大・領域拡大について、デジタルサイネージの事業名称をデジタルクリエイトに変更し、従来のハード機器販売、動画配信システムの提供に加えて、ARを使った付加価値サービスの提案を積極的に行うとともに、顧客の販促活動をDX化するためのデモ用動画やARの作成を行います。オフセット印刷やシルクスクリーン印刷、オンデマンド印刷等の少品種多量生産型の案件対応については、高品質かつ短納期で生産できるネットワーク体制を活かしたプリントソリューションとして受注拡大を進めます。オーダーグッズ制作についてはこれまで蓄積した制作実績を活かしてIP（知的財産）コンテンツの分野への本格展開を目指します。

なお、これらの新規事業はこれまで専任営業が独自で営業活動を行ってまいりましたが、今後はその経験やノウハウを全営業担当に共有し、専任営業に加えて全国の拠点の営業担当が新規事業商材の提案と拡販を進めます。また、SDGsの推進のため、エコ商材として顧客からの関心が高い環境に配慮した素材を使った商品の販売体制を強化いたします。

ウェブプロモーション事業については、これまでのECサイト運営のノウハウと実績を考慮した結果、WEB集客活動に経営資源を集中することとし、当社が得意とする対面営業によるリピート受注の獲得に繋げることにより、新規顧客獲得活動をサポートします。

生産体制については、引き続き高収益体質の生産体制を構築し、生産性や品質管理の向上に繋げるべく、約80,000千円の設備投資を予定しております。業務標準化により属人化しない技術による「人に依存しない」生産工程の実現、スマートファクトリー化を推進します。また、材料費高騰への対応として代替品への切り替えや新素材の発掘を進めます。

また、M&Aは、今後の当社のさらなる成長及び企業価値の向上を実現させるためには、非常に重要な戦略と考えております。引き続き社内にて編成したM&Aのプロジェクトチームによる各

種情報収集や調査を積極的に行い、当社の事業との相乗効果、成長性、利益率等の観点から投資案件の調査を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年10月31日現在）

| 事業区分          | 事業内容                                                                                                                          |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| セールスプロモーション事業 | 多品種少量生産型のインクジェットプリント、オフセット印刷・シルクスクリーン印刷・オンデマンド印刷等の少品種多量生産型のプリント、デジタルサイネージ機器や映像配信システムの販売、オーダーグッズ制作、拡張現実（AR）技術を活用した販売促進用広告物の制作等 |
| ウェブプロモーション事業  | サインディスプレイ専門サイト「インクイット」の運営等                                                                                                    |

（注）当社は、アフターコロナを見据えて着実な成長を図るため、シェア拡大、機能拡大、及び、領域拡大の3つの戦略を実行するべく、当事業年度より、当社が主として扱っている多品種少量生産型のインクジェットプリントに加えて、オフセット印刷、シルクスクリーン印刷、オンデマンド印刷等の少品種多量生産型の案件に対応する社内制作体制及び外注先との協業体制を構築し、受注を開始いたしました。また、成長市場とされるキャラクタービジネス市場において、インクジェットプリント事業で培ってきた印刷ノウハウや保有設備を活用し、オーダーグッズ制作に参入いたしました。また、これに伴い、当事業年度より、従来の①インクジェットプリント事業、②デジタルサイネージ事業、③デジタルプロモーション事業の3区分を、①セールスプロモーション事業、②ウェブプロモーション事業の2区分に再編いたしました。

(6) 主要な営業所及び工場（2023年10月31日現在）

| 名 称             | 所 在 地                          |
|-----------------|--------------------------------|
| 大 阪 本 店         | 大阪市西区江戸堀 2－6－33 江戸堀フコク生命ビル 3 F |
| 東 京 本 社         | 東京都中央区八丁堀 2－9－1 RBM東八重洲ビル 1 F  |
| 横 浜 フ ァ ク ト リ ー | 横浜市神奈川区守屋町 3－9 4号棟             |
| 名 古 屋 営 業 所     | 名古屋市中村区名駅 5－21－8 船入ビル 1 F      |
| 福 岡 営 業 所       | 福岡市博多区博多駅前 4－20－23 セントラルビル 215 |
| 京 都 営 業 所       | 京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町 294         |

(注) 2022年11月に京都営業所を開設いたしました。

(7) 従業員の状況（2023年10月31日現在）

| 従 業 員 数   | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------|-------------|---------|-------------|
| 180名（13名） | 1名増（8名増）    | 37.4歳   | 8.6年        |

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。  
2. 当社はインクジェットプリントを主力とするセールスプロモーション事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年10月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式の状況（2023年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,284,712株（自己株式15,288株を除く）
- (3) 株主数 1,417名
- (4) 大株主

| 株主名                                                                                                                                          | 持株数     | 持株比率   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|
| 英知興産株式会社                                                                                                                                     | 1,270千株 | 55.58% |
| 池谷誠一                                                                                                                                         | 114     | 4.98   |
| 吉岡裕之                                                                                                                                         | 113     | 4.94   |
| 上田八木短資株式会社                                                                                                                                   | 54      | 2.37   |
| 富安理之                                                                                                                                         | 54      | 2.36   |
| 永井詳二                                                                                                                                         | 38      | 1.66   |
| ビーアンドピー従業員持株会                                                                                                                                | 36      | 1.60   |
| 小島洲雄                                                                                                                                         | 29      | 1.27   |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH,LUXEMBOURG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS : CLIENT OMNI OM 2 5 | 28      | 1.23   |
| 和田山朋弥                                                                                                                                        | 23      | 1.03   |

（注）持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
当社は、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2023年2月14日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年3月10日付で取締役（社外取締役を除く。）4名に対して自己株式5,000株の処分を行っております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年10月31日現在）

|                                             |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権               |         |
|---------------------------------------------|---------------------|-------------------------------|---------|
| 発 行 決 議 日                                   |                     | 2018年9月27日                    |         |
| 新 株 予 約 権 の 数                               |                     | 70,000個                       |         |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式                          | 70,000株 |
|                                             |                     | (新株予約権 1 個につき                 | 1株)     |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                         |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない           |         |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり                  | 1,080円  |
|                                             |                     | (1 株当たり                       | 1,080円) |
| 権 利 行 使 期 間                                 |                     | 2021年10月21日から<br>2028年9月20日まで |         |
| 行 使 の 条 件                                   |                     | (注) 1                         |         |
| 役 員 の 保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                       | 6,000個  |
|                                             |                     | 目的となる株式数                      | 6,000株  |
|                                             |                     | 保有者数                          | 2名      |
|                                             | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数                       | 900個    |
|                                             |                     | 目的となる株式数                      | 900株    |
|                                             |                     | 保有者数                          | 1名      |
|                                             | 監 査 役               | 新株予約権の数                       | 2,400個  |
|                                             |                     | 目的となる株式数                      | 2,400株  |
|                                             |                     | 保有者数                          | 1名      |

- (注) 1. 行使の条件は以下のとおりであります。
- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - ② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
  - ③ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

- ④ 株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たり払込金額（以下「行使価額」という）1,080円に新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 監査役高橋正幸は、当社従業員として在籍時に付与対象者として新株予約権を付与されており、その後2023年1月に監査役に選任され、就任しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年10月31日現在）

| 会社における地位    | 氏 名                    | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                         |
|-------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長執行役員   | 和 田 山 英 一              | 経営全般                                                                                            |
| 代表取締役社長執行役員 | 和 田 山 朋 弥              | 経営全般                                                                                            |
| 取締役専務執行役員   | 小 林 恒 文                | 事業部門統括                                                                                          |
| 取締役常務執行役員   | 清 水 明                  | 管理部門統括                                                                                          |
| 取 締 役       | 西 端 雄 二                |                                                                                                 |
| 取 締 役       | 伊 藤 寛 治                |                                                                                                 |
| 常 勤 監 査 役   | 高 橋 正 幸                |                                                                                                 |
| 監 査 役       | 野 村 祥 子<br>(戸籍名：鈴木 祥子) | 弁護士<br>堂島法律事務所 パートナー弁護士<br>株式会社島精機製作所 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社神戸物産 社外取締役（監査等委員）<br>シノブフーズ株式会社 社外監査役 |
| 監 査 役       | 鳥 山 昌 久                | 公認会計士・税理士<br>公認会計士・税理士 鳥山事務所 所長<br>株式会社ブレイク・フィールド社 社外監査役<br>株式会社アクティブアンドカンパニー 社外監査役             |

- (注) 1. 取締役西端雄二及び伊藤寛治の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野村祥子及び鳥山昌久の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役西端雄二及び伊藤寛治の両氏は、経営者としての豊富な経験を有しております。監査役野村祥子氏は弁護士として法務に関する相当程度の知見を、また、監査役鳥山昌久氏は公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役西端雄二及び伊藤寛治の両氏、監査役野村祥子及び鳥山昌久の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2023年1月26日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって、峯垣真介氏は監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。

(3) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) **取締役及び監査役の報酬等**

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の額については株主総会で決議された報酬限度額や個々の職責と実績に基づき決定しており、2021年12月20日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

(2021年12月20日開催の当社取締役会において定めた取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針)

・役員報酬の基本方針

当社は、取締役の報酬制度をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、下記の報酬方針に基づき設定・運用するものとする。

- (1) 当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること
- (2) 株主利益と連動したものであること
- (3) 報酬の決定プロセスが客観性、透明性の高いものであること
- (4) 各取締役の役割や職責に加えて、世間水準及び当社の業績・財務状況に見合ったものであり、かつ、従業員給与とのバランスに配慮したものであること

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（業績報酬）及び非金銭報酬（株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役並びに監査役については基本報酬のみとする。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、世間水準及び当社の財務状況等を総合的に勘案して決定するものとする。

・業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を業績報酬として、株主総会後の会社が定めた日に支給する。目標となる業績指標とその値は適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえて設定・見直しを行うものとする。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式を用いた株式報酬とする。

・基本報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、同業他社をはじめ世間の状況を参考にしながら、報酬諮問委員会において審議を行う。取締役会は、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬割合を決定することとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

報酬諮問委員会にて、個人別の基本報酬の額、業績報酬の額、株式報酬の交付株式数について審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて承認して決定する。

当事業年度の各取締役の報酬については、上記の方針に沿って代表取締役社長執行役員和田山朋弥が原案を作成し、報酬諮問委員会の審議と答申を経た上で、取締役会で承認して決定しております。各監査役の固定報酬については監査役の協議により決定しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会で決議された方針と整合しており、かつ、報酬諮問委員会で十分に審議されていることから、取締役会としては当社の方針に沿うものと判断して承認しております。

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 員数<br>(名) | 報酬等の額<br>(千円)       | 報酬等の種類別の額（千円）       |              |              |
|------------------|-----------|---------------------|---------------------|--------------|--------------|
|                  |           |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬       | 非金銭報酬        |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 6<br>(2)  | 105,462<br>(5,700)  | 92,700<br>(5,700)   | 7,250<br>(－) | 5,512<br>(－) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(2)  | 11,445<br>(4,500)   | 11,445<br>(4,500)   | －<br>(－)     | －<br>(－)     |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 10<br>(4) | 116,907<br>(10,200) | 104,145<br>(10,200) | 7,250<br>(－) | 5,512<br>(－) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2016年8月29日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（定款で定める取締役の員数は10名以内。当該臨時株主総会終結時点は4名。当事業年度末現在は6名）と決議いただいております。また、それとは別枠で、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、年額20,000千円以内（当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）は4名。当事業年度末現在も4名）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2016年8月29日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内（定款で定める監査役の員数は5名以内。当該臨時株主総会終結時点は3名。当事業年度末現在も3名）と決議いただいております。なお、上表には2023年1月26日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 業績連動報酬に関する指標は営業利益であり、その実績は損益計算書に記載のとおりであります。当該指標を評価指標として選択した理由は、当期の業務執行の成果を客観的に示す最も適切な指標であるからであります。当事業年度の役員賞与引当金考慮前の営業利益の実績額が目標値の一定割合を超えたため、達成度合いに応じてあらかじめ決定した金額を業績連動報酬として支給予定であり、当該金額を役員賞与引当金として計上しております。
4. 非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、各事業年度において30,000株を上限に割り当てし、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任するまでの間、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないこととしております。当事業年度における交付状況は、「2. 株式の状況 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 上記の他、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において、取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給についてご承認いただいたことに伴い、役員退職慰労引当金の引当対象外である功労金23,550千円を2022年10月期に特別損失として計上しております。これに関して、当事業年度中に退任した監査役1名に対して役員退職慰労金1,200千円を支給いたしました。なお、当事業年度末における打切り支給予定額は取締役（社外取締役を除く。）4名 144,250千円であります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役野村祥子氏は、堂島法律事務所のパートナー弁護士、株式会社神戸物産の社外取締役（監査等委員）、株式会社島精機製作所の社外取締役（監査等委員）及びシノブフーズ株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役鳥山昌久氏は、公認会計士・税理士鳥山事務所の所長、株式会社ブレイク・フィールド社及び株式会社アクティブアンドカンパニーの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                   |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 西 端 雄 二 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、他社での経営経験に基づく助言等を期待したところ、企業経営者としての専門的見地から適宜発言を行っており、経営の監督機能を果たしております。 |
| 取締役 伊 藤 寛 治 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、他社での経営経験に基づく助言等を期待したところ、企業経営者としての専門的見地から適宜発言を行っており、経営の監督機能を果たしております。 |
| 監査役 野 村 祥 子 | 当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。                             |
| 監査役 鳥 山 昌 久 | 当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席し、必要に応じ、公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。                       |

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan 有限責任監査法人

当社の会計監査人である PwC 京都監査法人（消滅監査法人）は、2023 年 12 月 1 日付で PwC あらた有限責任監査法人（存続監査法人）と合併し、同日付で PwC Japan 有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 15,000 千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000 千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけ  
ており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当性向30%  
を目安として安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、将来的な中間配当の実  
施に備え、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めておりま  
す。なお、これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については  
取締役会であります。

第38期の期末配当につきましては、1株当たり43円の配当を予定しております。今後につきま  
しても安定した配当を旨とし、内部留保の確保に留意してまいりたいと考えております。内部留保  
資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと設備投資等の資金として充当することとし  
ております。

貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部           |           |
|-----------------|-----------|-------------------|-----------|
| 流 動 資 産         | 3,501,010 | 流 動 負 債           | 513,976   |
| 現 金 及 び 預 金     | 2,738,676 | 買 掛 金             | 202,990   |
| 受 取 手 形         | 58,405    | 未 払 金             | 10,049    |
| 電 子 記 録 債 権     | 35,417    | 未 払 費 用           | 35,145    |
| 売 掛 金           | 598,431   | 未 払 法 人 税 等       | 118,717   |
| 仕 掛 品           | 17,608    | 未 払 消 費 税 等       | 43,061    |
| 原 材 料           | 8,722     | 預 り 金             | 8,122     |
| 貯 蔵 品           | 102       | 賞 与 引 当 金         | 86,592    |
| 前 払 費 用         | 30,345    | 役 員 賞 与 引 当 金     | 7,250     |
| そ の 他           | 13,299    | そ の 他             | 2,047     |
| 固 定 資 産         | 285,967   | 固 定 負 債           | 152,129   |
| 有 形 固 定 資 産     | (97,520)  | 長 期 未 払 金         | 144,250   |
| 建 物             | 50,768    | 資 産 除 去 債 務       | 7,879     |
| 機 械 及 び 装 置     | 508,253   | 負 債 合 計           | 666,106   |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 13,760    | 純 資 産 の 部         |           |
| そ の 他           | 3,900     | 株 主 資 本           | 3,120,872 |
| 減 価 償 却 累 計 額   | △479,162  | 資 本 金             | 286,000   |
| 無 形 固 定 資 産     | (20,384)  | 資 本 剰 余 金         | 276,763   |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 5,782     | 資 本 準 備 金         | 276,000   |
| の れ ん           | 14,601    | そ の 他 資 本 剰 余 金   | 763       |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | (168,063) | 自 己 株 式 処 分 差 益   | 763       |
| 出 資 金           | 10        | 利 益 剰 余 金         | 2,582,049 |
| 敷 金             | 80,494    | 利 益 準 備 金         | 2,500     |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 3,618     | そ の 他 利 益 剰 余 金   | 2,579,549 |
| 長 期 前 払 費 用     | 8         | 別 途 積 立 金         | 840,000   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 87,549    | 繰 越 利 益 剰 余 金     | 1,739,549 |
| 貸 倒 引 当 金       | △3,618    | 自 己 株 式           | △23,941   |
| 資 産 合 計         | 3,786,978 | 純 資 産 合 計         | 3,120,872 |
|                 |           | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 3,786,978 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年11月1日から  
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金   | 額         |
|--------------|-----|-----------|
| 売上高          |     | 3,174,318 |
| 売上原価         |     | 1,834,841 |
| 売上総利益        |     | 1,339,476 |
| 販売費及び一般管理費   |     | 887,262   |
| 営業利益         |     | 452,213   |
| 営業外収益        |     |           |
| 受取利息         | 0   |           |
| 未払配当金除斥益     | 486 |           |
| 受取補償金        | 482 |           |
| 補助金収入        | 133 |           |
| 雑収入          | 146 | 1,247     |
| 営業外費用        |     |           |
| 支払利息         | 1   |           |
| 支払手数料        | 112 | 114       |
| 経常利益         |     | 453,347   |
| 特別損失         |     |           |
| 固定資産除却損      | 408 | 408       |
| 税引前当期純利益     |     | 452,938   |
| 法人税、住民税及び事業税 |     | 172,375   |
| 法人税等調整額      |     | △19,438   |
| 当期純利益        |     | 300,001   |

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

|                                                                                                                                                                                                           |       |                            |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------|-------|
| 独立監査人の監査報告書                                                                                                                                                                                               |       | 2023年12月19日                |       |
| 株式会社ビーアンドピー<br>取締役会 御中                                                                                                                                                                                    |       | PwC Japan有限責任監査法人<br>京都事務所 |       |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員                                                                                                                                                                                        | 公認会計士 | 中 村                        | 源     |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員                                                                                                                                                                                        | 公認会計士 | 森 本                        | 健 太 郎 |
| 監査意見                                                                                                                                                                                                      |       |                            |       |
| 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーアンドピーの2022年11月1日から2023年10月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。                                                   |       |                            |       |
| 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。                                                                                                     |       |                            |       |
| 監査意見の根拠                                                                                                                                                                                                   |       |                            |       |
| 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 |       |                            |       |
| その他の記載内容                                                                                                                                                                                                  |       |                            |       |
| その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。                                                                                  |       |                            |       |
| 当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。                                                                                                                                 |       |                            |       |

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係  
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC J a p a n 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月21日

株式会社ビーアンドピー監査役会

常勤監査役 高 橋 正 幸 ㊟

社外監査役 野 村 祥 子 ㊟

社外監査役 鳥 山 昌 久 ㊟

## 株主総会参考書類

### 議 案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第38期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金43円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は98,242,616円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年1月29日といたしたいと存じます。

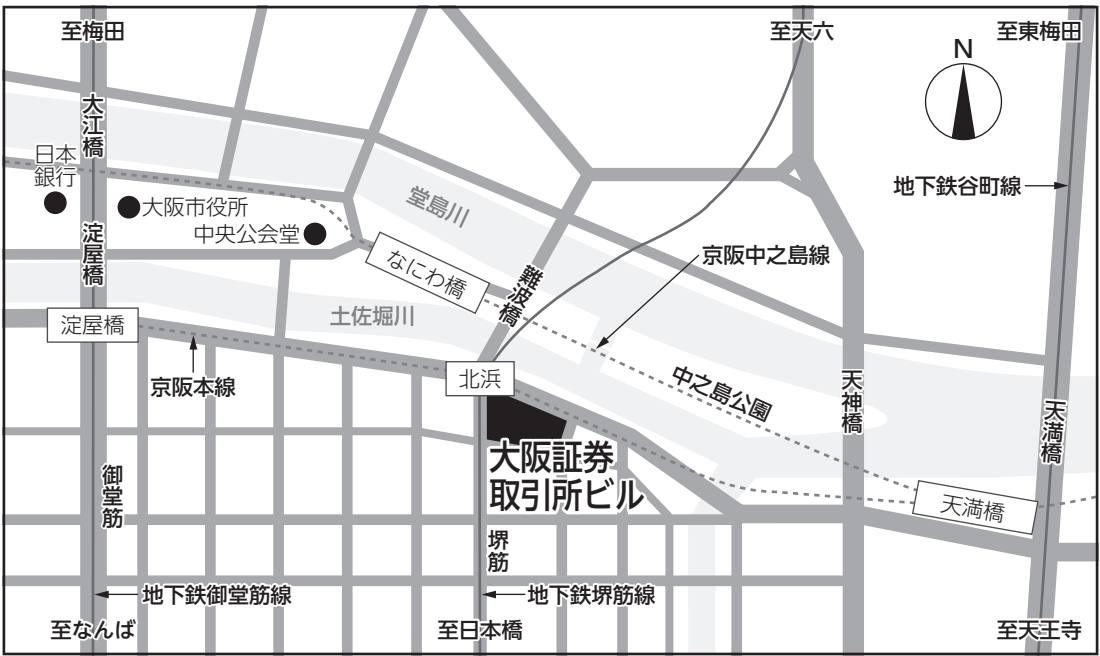
以 上

× ㄷ

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区北浜一丁目8番16号  
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム



- |    |                                                                                                                                |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交通 | ■地下鉄堺筋線北浜駅下車 1B出口（地下道直結）<br>■京阪本線北浜駅下車 27号出口（地下道直結）<br>■地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ徒歩約7分<br>27号出口（地下道直結）<br>■京阪中之島線なにわ橋駅（4番出口）徒歩約4分 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|     |                                        |
|-----|----------------------------------------|
| お願い | 当社専用の駐車場はございませんので、<br>お車でのご来場はご遠慮ください。 |
|-----|----------------------------------------|